

【2020年度以降入学者対象】

茨城県医師修学資金貸与制度（一般修学資金）を利用している皆様へ

- 2020年度以降に入学された修学生については、修学資金を貸与した期間と同期間を、臨床研修開始時点の医師確保計画に定める医師不足地域に勤務する必要があります。
- 2024～2026年度を計画期間とする「第8次（前期）茨城県医師確保計画」に定める医師不足地域は下図のとおりであり、水戸保健医療圏が医師不足地域「外」となります。



● 医師不足地域（2025年4月現在）

※左図の色塗りの市町村

- ・ 日立保健医療圏
- ・ 常陸太田・ひたちなか保健医療圏
- ・ 鹿行保健医療圏
- ・ 筑西・下妻保健医療圏
- ・ 古河・坂東保健医療圏
- ・ 取手・竜ヶ崎保健医療圏

- ・ 2019年度以前の入学者は、引き続き水戸保健医療圏を医師不足地域として取扱います。
- ・ 2027年度以降に臨床研修を開始する修学生については、およそ3年ごとに公表される医師偏在指標に基づき医師不足地域が定められます。

医師不足地域の臨床研修病院にマッチングできなかつたら義務明けが遅くなってしまうんじゃ…



水戸保健医療圏が医師不足地域「外」となり、医師不足地域の臨床研修マッチング枠が減少→医師不足地域内にマッチングできなかつた場合、義務明けが遅れてしまう…

↓
そこで！

<2020～2024年度入学者への対応として>

修学生のキャリア形成に配慮し、**県内従事義務（修学資金の貸与期間）が5年以上の方は、以下のとおり臨床研修期間に限り県内全域で勤務可能といたします！**

※地域枠制度の利用者は、9年間のうち4.5年までは医師不足地域外での勤務が可能のため、当対応の対象外となります。

<勤務イメージ>

	臨床研修 2年	医師 3～6年目
従事義務	医師不足地域	

	臨床研修 2年	医師 3～6年目
従事義務	県内全域でOK！	医師不足地域

※県内義務年数（修学資金貸与期間）が4年以下の方は、上記の対象外となり、臨床研修期間も医師不足地域で勤務しなければ義務カウントされませんのでご注意ください。

※当対応については、医師修学資金貸与条例の一部改正が必要になりますので、2025年1月時点で「予定」となっております。県議会の承認を得て正式に決定し次第、県HP「イバラキドクターズライフ」で改めて周知いたします。